各 位

会 社 名 株式会社フジタコーポレーション 代表者名 代表取締役社長 遠藤 大輔

(コード番号:3370 東証スタンダード)

問合せ先 専務取締役 清水 清作

(TEL 0144-34-1111)

譲渡制限付株式としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、2025年7月16日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として新株式発行(以下「本新株式発行」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 本新株発行の概要

(1) 払込期日	2025年8月15日
(2) 発行する株式の種類及び株式数	当社普通株式 20,000株
(3) 発行価額	1株につき 367円
(4) 発行価額の総額	7, 340, 000円
(5) 割当予定先	当社の取締役(※) 2名 6,600株
	当社の執行役員 4名 6,400株
	当社の従業員 16名 7,000株
	※ 社外取締役を除きます。
(6) その他	本新株式発行については、割当予定先である当社の取締役、
	執行役員及び従業員が交付を受けることとなる日の属する事
	業年度に係る当社の半期報告書が提出されるまで、譲渡が禁
	止される旨の制限を付しており、かつ、発行価額の総額が1億
	円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及
	び臨時報告書は提出しておりません。

2. 発行の目的及び理由

当社は、2025年5月21日開催の取締役会において、将来選任される取締役も含め、当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまと一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議しました。

また、2025年6月26日開催の第47期定時株主総会において、本制度に基づき、(i)対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、①取締役の職務執行の対価として、募集株式の引き換えとして金銭等の給付を要せずに無償で当社の普通株式(譲渡制限付株式)の発行若しくは処分を受け(以下「無償交付方式」といいます。)、又は②当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普

通株式 (譲渡制限付株式) の発行又は処分を受けるものであるため (以下「現物出資方式」といいます。)、

(ii)無償交付方式又は現物出資方式により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、あわせて年35,000株以内とすること(なお、当社普通株式の株式分割又は株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行又は処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)、(iii)無償交付方式又は現物出資方式により譲渡制限付株式付与のために発行又は処分をされる当社の普通株式の総額は、あわせて年額2,000万円以内とすること(なお、①無償交付方式による場合、譲渡制限付株式の付与に際して金銭の払込みは要しないものの、対象取締役の報酬額は、1株につき譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として算出し、②現物出資方式による場合、その1株あたりの払込金額は、譲渡制限付株式付与に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として本株式を引き受ける対象者に特に有利な金額とならない範囲において取締役会において決定する金額とします。)、及び、(iv)譲渡制限付株式の譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失する日までとすることにつき、ご承認をいただいております。

更に、上記のとおり対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件について株主総会において承認されたことを条件として、当社の執行役員及び従業員(以下、対象取締役と併せて「対象者」といいます。)に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式付与制度を導入しております。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

対象者は、本制度に基づき、無償交付方式又は現物出資方式により、当社の普通株式の発行又は処分を 受けることとなります。

本制度により対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は年35,000株以内とし、その1株当たりの報酬額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、割当てを受ける対象者に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と割当てを受ける対象者との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

- ① あらかじめ定められた期間、割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の 処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

今般、当社は、本制度の目的、当社の業績、各対象者の職責の範囲その他諸般の事情を勘案し、本日開催の取締役会の決議に基づいて、現物出資方式により、取締役2名、執行役員4名及び従業員16名に付与される当社に対する金銭報酬債権(執行役員及び従業員の場合は金銭債権。以下同じ。)の合計7,340,000円を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金367円)、当社の普通株式合計20,000株(以下「本割当株式」といいます。)を付与することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

ア 対象者が取締役である場合

対象者は、2025年8月15日(払込期日)から当社の取締役の地位を喪失する日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

イ 対象者が執行役員又は従業員である場合

対象者は、2025年8月15日(払込期日)から2028年8月15日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

(2) 譲渡制限の解除条件

ア 対象者が取締役である場合

対象者が、2025年8月15日(払込期日)から2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までの間(以下「本役務提供期間」という。)、継続して当社の取締役の地位(以下「本地位」という。)にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、対象者が本役務提供期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2025年8月から当該喪失の日を含む月までの月数を12で除した数(ただし、1を超える場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

イ 対象者が執行役員又は従業員である場合

対象者が2025年8月15日(払込期日)から2028年8月15日までの間、当社の役職員の地位(以下「本地位」という。)にあることを条件として、本譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。ただし、譲渡制限期間において、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により本地位を喪失した場合、譲渡制限期間の満了時において、2025年8月から当該喪失の日を含む月までの月数を36で除した数(ただし、1を超える場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5)組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、2025年8月から組織再編等効力発生日を含む月までの月数を12(対象者が執行役員又は従業員の場合は36)で除した数(ただし、

1を超える場合は1とみなす。)に、本割当株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。)の本割当株式につき、譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年7月15日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である367円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象者にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上